

漁具の生ける化石、石千見の法的諸関係

いしひび

西 村 朝日太郎

は し が き

わたくしは、昭和四十一年度より、綜合研究『東南アジア及び東亜における漁撈文化の文化人類学的研究』の代表者として文部省より研究助成金の交付をうけ、早稲田大学九号館に The Centre of Marine Ethnology を設置するとともに全国に跨る研究者の協力を得て、鋭意、東南アジア、東亜及び日本の固有・伝統的な漁具の収集に努力する傍ら、漁撈文化に関する各国の文献を収集しつつあった。偶々昨秋、第八回国際人類学民族学會議 VIII CISAЕ の開催に及んで、traditional fishing culture に関心を有する世界の学徒の working group を組織する所となり、ドイツの D. Treide 博士及びカナダの D. C. Foote 教授（過日、アラスカで急死した）を coordinators として、早大内のセントアを各国の学徒の研究の成果及び研究の状況に関する情報交換の国際セントアとしてあるわたくしの提案は、Permanent Council で採択されたのである。

この論文が、固有・伝統的な漁撈文化の比較研究の一環として行われた、世界最古の漁具である「石千見」

漁具の生ける化石、石千見の法的諸関係

stone tidal weir の研究の成果の一部である。わたくしは、一九六一年の太平洋学術会議において、沖繩の『石干見』に言及し、本年の第八回国際人類学民族会議においては、主として沖繩、奄美、朝鮮との関連におけるわが国の石干見の民族学的研究の成果を発表した。これまでわたくし自身、沖繩、カムボジヤ、ヴェトナム、タイ、セイロン、インドネシア、及びポリネシア及びヨーロッパの漁撈文化を調査したが、わたくし達のセンタアで研究中の小川博講師、木山英明修士、大学院学生安倍与志雄、中村敬、文学部学生、高桑守史、水野紀一は、朝鮮南部、濟州島、五島列島、九州の各地、奄美大島などを調査して石干見に関する資料を収集した。

この論文はこれらの諸君の調査資料及びわたくしが久しきに亘って収集した資料を基礎として記されたもので、特に石干見の法的側面をおいてある。石干見の綜合的な調査報告は遠からず発表する運びになろう。法はわたくしの専門領域ではないからこの論文では思わぬ過誤を犯しているかもしれない。大方の御叱正を仰ぐことができれば幸甚である。

一九六九年一月一五日識

一 漁撈文化の文化人類学的研究の意義

農耕文化や農村社会に関する、社会科学の諸領域における研究の成果は、これまでわが国においては多数公表されている。しかしながら、漁村や漁撈文化に関する研究は比較的に少い。もちろん、青野寿郎の漁村に関する地理学的研究、羽原又吉や山口和雄その他の日本の漁業史に関する研究、柳田国男、渋沢敬三や桜田勝徳らの漁撈文化の民

俗学的研究、近藤康男、中野卓、新川伝助、平沢興、吉村賢男その他の漁業の社会経済史的研究、日本の古代船舶に関する西村真次の文化人類学的研究などの多くの成果が公にされている。しかし漁撈文化の成全的な integrated 文化人類学的研究は極めて稀である。ノーベック Norbeck, E. の『高島』の研究などは珍らしい例である。

日本において、漁村や漁撈文化の人類学を含む社会科学的研究が、農村や農民文化ほど活潑に行われなかつたのは若干の理由がある。

(一) 第一には歴史的に形成された、漁民の蔑視に連る感情複合である。

周知のことく、徳川幕府は重農主義的政策を採つてきたので、とかく漁民を蔑視する傾向が育くまれ、徳川時代末期のすぐれた経済学者であった佐藤信淵(一) などと呼んで、漁民を放埒、放縱、高慢で思慮が浅く、不漁が統いて衣食に窮する(二) と、孕女はしばしば墮胎陰殺を行うと記しているほどである。

民俗学者は今でも、日本の各地に漁民蔑視の傾向が存続していることを指摘している。例えば、瀬戸内海では、一般に専漁者は一般人と通婚できず、一種の仲間外れと見做され、漁民の婦女の頭上運搬の慣習は koneri, komigeri, kaberi, kommeru, itadaki などと呼んで多少軽蔑の意味を含めた、漁民文化の一つのメルクマールとなつてゐる。

九州でも、漁撈を主な生業とする者は、浜の者 *ōnato*: などと呼び、一般に低く蔑まられる傾向がある。近年、鮪延繩などで驚異的な漁獲高を揚げ、繁栄を極めている日向油津あたりの人々でさえ、*donkiu*: と呼ばれて、飫肥(三) の人々からは軽蔑されている。また筑後川下流地帯に住む漁夫達も *rokkuu*: と呼ばれて軽蔑され、かれらの生活内容はほとんど知られていない。特に河川や湖沼で漁業を営む者の中には山窩に類する漂泊民衆も含まれていて、農民とは

意識的に区別されている。

このような漁民蔑視の傾向が、少く共過去においては、漁村や漁撈文化の研究に対して一つの阻碍契機を為していたことは否定できない。

(1) つぎに漁撈文化の物質的基礎をなす、漁撈技術体系の可変性流動性を擧げることができる。漁撈技術は場所によつては比較的短い期間に容易に、巨大な地理的空間を克服して伝播するという事実である。一例を擧げると、佐渡における口碑の示すところによると、すげどう鰐の延繩漁業は、島根から姫津に伝播したという。ただし口碑は史実を反映していることはあるにして、其逆は必ずしも真ではない。この場合も伝播経路を裏証する歴史的資料を欠いている。

かつてわたくし自身調査した下北半島における特定の漁具（いわし網）は、和歌山→房州→岩手→下北の経路を経て伝播したことが知られている。更に、国外の例を揚げようならば、中国文化籠 *Kulturherde* かゝ、『跳白船』『塗⁽⁵⁾』『沉⁽⁶⁾』等々の、いわゆる文明化的裝備 *Zivilisatorische Ausrüstung* としての漁撈技術が、ひろく東南アジアの巨大な空間に放射された歴史的事実は、刮目に佃いする。

一方、最近においては、漁撈の生産手段の近代化・機械化、応用物理学や応用化学の急速な発展の影響によつて、固有・伝統的な漁船、漁具或は漁法は本質的に改変しつつある。これがため、漁撈文化研究の基本作業である、固有伝統的な漁撈技術の文化圈の設定は極めて困難になりつつある。従つて世界的規模における固有伝統的な漁撈技術体系の組織的な研究は喫緊の課題である。

(3) 農耕文化と異って、漁民の生産活動の本質的な部分は、いうまでもなく海上において行われるから、漁撈文化の自然的諸条件に対する依属性の度合は極めて強い。従って漁撈文化の研究者には多面的な自然科学的知識——海洋学的、気象学的、堆積学的、魚類学的、生態学的、自然地理学的等々の知識が要求される。また研究方法としては『交叉学科的』ばかりでなく『多学科的』multidisciplinary ^(ナ) であることが要求される場合がある。

由来、漁撈文化は特にその Träger の久しうに亘る体験を通して蓄積された、民間科学 folkscience の知識財の上に築き上げられてきた。

1例を挙げると、かつてわたくし達が調査した青森県の北端下北半島の尻労部落においては、『あぐ』のない『かのぼり』をつけた『たこなわ』が、汀線から沖合に向って、七一八尋ないし、一七一〇尋の水深を有つた水域に設置される。これ以上の水深を有する沖合では、岩礁又は岩石底が一一三キロの幅で南北に岩礁列をつくりてゐるし、一層海深の浅いところではたこのつきが悪いからである。この岩礁列と汀線の間は砂質堆積物でおおわれてゐるから、たこが延繩にかかつた場合、からみついて逃げる何ものも見出されない。

あたラジルの一漁村コケーラル Coqueirai の例を挙げてみよう。この漁民は測鉛糸を用いて、底質をあぐる。引上げた鉛の臭がよければ、底質は岩石であり、悪臭を放てば礫、悪臭の更に甚しい場合は、泥質であるといふ。かれらが漁場の底質を吟味するのは、底質の性質によつて採捕される魚種が異なるからである。即ち岩礁に棲息する魚種は Peixes de pedra と呼んで最高の市場価値を有つて反し礫質、泥質の海底の外礁では、第二級の魚種しか採捕できないのである、やむにコケーラルの漁民は縄糸や筏 jangadas の横流れが、風向、風力や潮流と深い関係を有つてゐる。

とを知つてゐる。
(九)

やのにまたチャチャ Cha-cha と呼ぶアーヴィング諸島のサン・トマス St. Thomas のフランス系住民は、魚族の索餌行動と関連して、『捕食者・被捕食者関係』predatory-prey relationship に深い関心を有つてゐる。捕食魚も被捕食魚も、チャチャの望む魚種だからである。捕食の技術は、被捕食者の大きいも、捕食者の速度、敏活も、捕食者及び被捕食者の魚群の大きいも、海底地形、礁の構造、水深、濁度、水温などと関係があるが、これらの要因のうちで、どの要因が一番影響があるかは魚種によつて異なる。少くともチャチャの漁民は、鮫を除く多くの捕食者は、温度、海深のいかんに拘らず、一定の濁度を超えると、索餌を中止する⁽¹⁰⁾ことを知つてゐる。

一方、沖繩の平安座島民は mukubu と呼ぶ魚種が、毎月10日頃の干潮時に、午後三四時の間、藻の茂つてい礁 reef に身体を斜めに横たえてゐるのを知つてゐるから、魚の斜め後から dzaqyitsya と呼ぶ kajuiugun (錫) で突き捕る⁽¹¹⁾。

叙述上の例証は、長い時間的経過の中に土地の人々が築き上げてきた民間魚類学 ethnoichthyology や民間生態学 ethnobiology 等の上にかれらの生産活動が依存してゐることを示してゐる。わたくし達はいれらの民間知識財を十分に利用しながら、土民の生産活動を科学的に説明せねばならない。これがためにわたくし達はいれらは多面的な自然科学的知識が要求される。これも漁撈文化研究の一つの碍害契機であることも否定できない。

四 水産の生産額が農業の生産額に比してはるかに低いために一般の関心はどうしても水産よりも農業に向けられ勝ちである。

叙上、思いつくまことに、漁撈文化の研究が比較的に閑却され勝ちである理由を述べてきたが、この他にもいくつかの理由を求めるることはできるであろう。

ところが最近に至つて、全体としての人類文化（人類学的な意味における『文化』は『社会的生産』を意味する）の発展との連関において、漁撈の果たした役割があたらしい角度から、再検討、再認識されてきた事実をこゝに指摘せねばならない。たしかに多くの人類学者は、農業や牧畜の人類文化史上における支配的・決定的な役割を主張しているが、最近になって、現在、なお、経済の諸領域において本質的に奪略經濟 *Raubwirtschaft* の段階に止まつてゐる漁撈の領域が、早期の人類文化史上においては却つて決定的な意義を有つたと主張する若干の学者が現われるに至つた。

例えば *Taungus* 猿の発見者であり現在 Johannesburg の Witwaterstrand 大学の名譽教授であるダーメ Dart, Raymond A. 教授は、これまで多数の著書、論文を通して、人間形成の三大契機、法人的な共同体生活、有節言語及び村落なる実体に個人を結合せしむるに至つた諸儀礼に表現されている呪的信仰は、三万年前に、漁撈によつて将来されたと主張している。⁽¹¹⁾

またエール大学の地理学教授ジーンズ Johnes, Stephen B. は測り知れぬ昔から、年々歳々、無数の鮑群が遡江するコロムビア河沿岸のダレス The Dalles は、人口の稠密な、最も繁栄しているインディアンの人口を支えている事実に着目し、『漁撈は人類史上における文明化の動因として、農耕に先行したであらう』⁽¹²⁾ と述べている。同じく地理学者であるコロムビア大学のザウラー Sauer, Carl A. ローリーにおける後期旧石器時代の大獣獸の狩猟者であ

る、オーリニャク人、ソリュートレ人及びマダレンニア人とヨーロッパ新石器時代の農民との間に漁撈文化によつて特質づけられる中石器時代が存在し、しかも、かかる漁撈社会は母系的・母権的であつたと主張^(一四)した。これらの主張は、いづれも農耕牧畜社会の出現前に漁撈文化が特に人類の文明化的裝備の發展の過程において決定的な役割を果たしたことを見出している。

勿論、わたくし自身、これらの人類学者や地理学者の見解をそのまま受け入れることは躊躇するが、人類文化の發展の過程において漁撈がもたらした特殊なそして far-reaching な人類文化史の上における影響は認めざるを得ないと思う。

しかし、わたくしがこの章を了へるに先達つて一言したいのは、常に漁撈を文化全体との連関において、つまり人間の生活全体との関連において取扱おうとする人類学的な立場が、従来の偏面的な漁村や漁撈の研究に、いかなる反省を促すかを一つの具体的な例証によつて示したいと思う。

平沢豊氏によると、『無動力船層の場合などは、労働時間が少ないことが問題となりうる。沿岸漁家では一般に年間稼動率が低くてむしろ労働する機会に乏しい』^(一五)ことが指摘されるのである』^(一五)という。しかし、全文化、全生活様態との連関において考察するならばかかる見解をそのまま受容れるわけにはいかない。というのは、海上における漁撈活動のみが無動力船層に属する零細沿岸漁民の生産活動の全部的内容をなすものではないからである。私がかつて調査した隱岐の津戸の例をここに取り上げてみると、かれらにとっては、漁船を除き（古い時代においては恐らく漁船そのものをも含めて）殆んどすべての漁具は家内生産である。ナイロンの移入されなかつた頃には、縫糸さえ自ら

の手で生産せねばならなかつた。まづ麻の纖維をほじしてそれをつむぎ、太さ一分位に撫り、さらに『はりす』の部分は、屋内に張つた二本の綱に結びつけた『繩車』を操りながら、細い真鍮で巻かねばならなかつた。釣鉤も勿論手製、沈子さえ竹筒を利用してその中に鎔けた鉛をつぎ込み、俗称『はな』と称する沈子を作つた。同様に網、突刺具、搔具等もすべて自家製である。これらの漁具の製作は高度の熟練を必要とするものが少くなく、而もたえず創意創見を加えて漁具の改良をはからねばならぬという。

絶えず網を繕いながら漁夫がわたくしに語つてくれた叙上の話しの内容からも容易に想像できるように、たとえ海上における漁撈活動の時間は制限されたものであつても、漁具の製作、整備、修理、改良に消費される時間を考慮するならば、高度のエネルギー代謝率を要する労働時間は限定されているにしても、これらの零細沿岸漁民は殆んど四六時中、漁撈活動に従事しているといつても過言ではない。

さらに古い時代、或は現代のいわゆる《Peasant》の範疇に包含される漁民の生活は、かれらの思维形態においては、それなりに合理的な生産手段であつた様々の呪的宗教的慣習体と結びついている。したがつてかれらの生産活動は explicitly にも implicitly にも不斷の労働連鎖体系をなしていいたといわねばならぬであろう。漁民文化の本質は、従つてたゞ漁民の全生活像を把握しようとする文化人類学的立場に立つてはじめて理解ができるのではなかろうか。

一一 石干見の文化人類学的考察

人類文化史上、最古の漁撈活動は、人間の手足による直接採捕であつたろう。沖縄、黒島の労働歌の一つである

漁具の生ける化石、石干見の法的諸関係

『Pengān turyejo』（「^(一)、ガニ蟹を捕れよ）の中に、黒島の娘の蟹捕り、仲本の娘たわの myi:gakyi ^(二)、捕り等々の手による直接採捕が歌い込んであり、また宮古島では『蟹の踏み捕え』 tsunGanoum ^(三) が行われている。近いところでは東京湾においても車渠踏みや鱈踏みが行われていた。桜田勝篤氏の記録によると、『潜水して水中に潜んでいた鯉を摑み取つて来る事。かういふ物好は下田村竹島や中筋川の川筋には地下に一二人位はあるものである』とある。同種の鯉の直接採捕は古文獻にも現われている。例えば『雲萍雑誌』には『漁夫水中に入て、鯉とならび居て、脇へかひりみて浮み出すを抱鯉といふ……』と記されている。

この種の直接採捕の中や、手による直接採捕は、民族学者によつて最も素朴な漁撈法の一つのカテゴリーとして認められている。

昨秋の国際人類学、民族学会議に出席した Collège de France の Leroi-Gourhan, André 教授も、『進化と技術・環境と技術』『Évolution et Technique. Milieu et Technique』の中で狩獵と漁撈に言及し次のようなカテゴリーを設けている。

方	法	器	具	対	象
手による	手	捕虜（戦争）、陸棲動物（狩獵）、水棲動物（漁撈）			

また、第一次大戦末期にフランスのレギスタンヌー派のために悲劇的な最後を遂げた有能な民族学者、ジエルジ・モンタンヌー Montandon, George の漁撈法の分類の最初のカテゴリーに『手による漁撈法』を掲げ、オーストラ

リアやペプアの土人は老練な航海者兼潜水者で、魚族の豊富な場所にゆっくり近づき、好い獲物が近づくまで動かずにして、発条のように手で魚を摑み取ると記している。^(二二)

さらにトマズィ Thomazi, A. は、手による採捕の方法を一層具体的に記している。『漁夫は水に入つて、魚のよく通る場所を手で探る。指が魚の一匹に触れると、軟らかに魚の腹を撫で手を鰓のところまで突出すが、魚は逃げようとせず、むしろ』の愛撫に身を委ねる。漁夫は拇指と人差指の間で鰓をしめつけ、水面に持揚げる。^(二三)

ヒルシュベルク Hirschberg, Walter も、『この種の最も素朴な方法は、魚を浅いところに追い込んで手で捕える』にあると記している。

叙上、殆んど凡ての学徒は、手による直接採捕を最も素朴且つ原始的な漁法であると認めているが、管見によれば、この種の漁法は厳密な意味における文化的行動とはいえない。むしろ生物学的行動のカテゴリーに加うべきであつて、自己の内的欲求を充足するために肉体の一部を以て、自然の生産物を獲得するに過ぎないのである。従つて直接採捕は厳密な意味における生産とはいえない。

しかし文化発展の次の次元においては、人工的器官、すなわち、自己の諸器官に労働手段を附加して、自己の欲求する対象に一層効果的に働きかけるようになる。このようにしていわゆる『人工品』《Artefakt》の生成の過程を説明しようとするのが『器官投射論』^(二四)である。しかし、『たとえば、手の機能と結合したままで、いわば器官の直接的延長としての機能を留める過渡的な形態の漁具』^(二五)のときは、依然として純然たる文化的現象ということできないであろう。むしろ、生物・文化的現象と呼ぶが適當であろうと思われる。

厳密な意味における文化現象としての漁具は、人間の肉体より分離・独立した技術的労働手段として、対象、すなわち魚族に直迫的なありかたにおいて働きかける器具であらねばならない。このようにして定義された漁具は、受動性と能動性を対極として二つの範疇に区別できよう。勿論、両極の間にはいろいろの段階があつて、判然とした範疇化の困難な漁具もある。しかし受動極に近いものはいわゆる定置漁具であり、能動極に近いものは、例えば、曳廻網の如き漁具類であろう。

前者の中、最も原理的には原始的なのは本論の中心テーマである『石干見』であり、後者の中で原始的なものは弓箭、鉛等の類いであろう。前者にあつては受動極に近づくほど、魚族に対する直迫的な作用は自然的要因に依存し、後者にあつては能動極に近づくほど人間の意志力と結びつくといえよう。

かつて、バルツ Bartz, Fritz 教授は、『漁獲法は必然的に魚族の存在と、出現の様態を標準とする。古代人は概ね、手を拱いて、魚群の沿岸に出現するのを待たねばならなかつた』^(二六)といつてゐるが、このように沿岸近くに近接する魚族を採捕する手段として出現した最古の漁具こそ石干見ではなかつたろうか。

石干見は一口で云えば、転石などを半月形、馬蹄形その他種々の形状に、汀線から沖に向つて積上げた漁具である。わたくしは夙にこの種の漁具の有する民族学的意義に着目し、すでに数次にわたつて、種々の問題点を人類学的立場から指摘した^(二七)。わたくしはつぎに、人類学的見地より、石干見の注目すべき若干の特質について説明したい。

(一) 石干見の原初形態は Clark, J. Desmond の指摘したように、現生人類の出現以前、おそらく人類進化のピテカンントロップス的形相においてすでに存在していたものと考えられる。従つてその歴史は数十万年前に遡る。

一九一三年にボストンの Boylston 街の地下鉄工事の際、最古の築の杭の遺物が発見されて、世界の考古学者の関心を喚いたことがあった。ノックス Knox, Arthur が杭の発掘地点の地層で発見された花粉の分析 pollen analysis を行った結果、この築は三〇〇年に亘って使用され、設置後、一〇〇年を経て取り替えられ、西紀前約一一〇〇年の乾燥期の末期に放棄されたと推論した。^(一八) 従って、北美最古の築の有機的遺物であると喧伝されたこの漁具も、アフリカで発見された石干見の太古性に比べれば物の数でない。

(二) 次に石干見の機能的性格を明らかにしたい。さきにも述べたように石干見の形状は主として半円形であるが、石干見設置の場所の地形学的条件により、方形、馬蹄形、歪定形である場合も少くない。その機能的性格は、専ら潮差という唯一の自然的要因を利用して漁獲するにある。すなわち満潮時に石垣の上を越えて石干見内に入り、干潮時に石干見内に残留している魚族を、さで網、あるいは手で採捕するのである。干潮時には石垣の隙間、或は『オロ』などと呼ぶ排水口より石干見内の海水は流出するが、排水口から魚族の流出するのを阻むために竹の簾などでせき切つてある。また排水口の前には捕魚部があつて、日本では *rijo*、沖縄では *umudza nu kaksi* などと呼び、この凹みに入った魚を捕る場合もある。私は、註二七に掲げた第八回国際人類学民族学会議に提出した論文において、石干見の名称分布構造其他を詳しく記述しておいたので、ここでは重複をさけるために詳細な説明は省略する。

石干見《stone tidal weir》と一見、形態の上では類似した面もある石積の築、又は飼《stone weir》が石干見と根本的に異なるのは、強制的に魚族を捕魚部に誘導する一連の構造を有する点である。勿論、石積の飼と潮差を利用することが多いが、魚族の運動を一義的に拘束する構造を有する点において、石干見より構造が複雑であり、採捕の

原理を本質的に異にする。

Homo sapiens 以前の *Archanthropinae* が自然の水溜りに石干見の原型を見出し、これを自ら模倣しようとしたことは十分の可能性のあることである。いに石干見の太古性がある、勿論今日、島原半島沿岸に列る、一一五ヶ（一九三六年）の石干見群は技術的に世界でも有数の発展を遂げたものであろうが、採捕原理の太古性には変りがない。

(三) かつて南洋における原始漁撈について規範的な労作をものした、スウェーデンのアネル Anell, Bengt 博士は、『南洋漁撈史への寄与』《Contribution to the History of Fishing in the Southern Seas》において次のように述べた。『マライ群島は一般にポリネシア人が現在の居住地に移動する際の出発点であつたと考へられる。しかし、漁具に關しては、これら一つの地域は實際何の共通点ももたない。反対に、ポリネシアの漁具は北東アジア、特に日本と最も緊密に類似している。新石器時代の日本は、ひらく伝播している北方欧亜漁撈文化の南東の前哨を構成したるものと思われる』^(一九)

ひくしてかれは漁撈文化には一つの流れがあり、その一つは南方漁撈文化で、インド洋沿岸地方より出立して西は、アフリカ及び地中海に達し、東はマライ群島及びメラネシアに達した。一方北方漁撈文化の痕跡は北方欧亜大陸全体に存在し、ベーリング海峡を経由してアメリカに、さらに日本を経由してミクロネシア及びポリネシアに及んだと考えている。^(二〇)

ところでアネル博士が漁撈文化の比較研究の資料とした諸種の漁具は、民族学的に漁撈文化史の上より見ると必ず

しも凡てが最古のものとはいえない。例えば釣鉤のこときはむしろ新らしい漁具で欧人やアラビア人の到来前にはアフリカの大部分ではまだ用いられていないかったし、南米の多くの場所でも用いられていない。特にオーストラリア土人の中では全然使用されていないのである。^(三一-a)

しかし釣鉤さえ用いられていないこのオーストラリアを始めとして、東ニウギニア、ソロモン群島（ニウ・ジョージア）フトゥナ、サモア、タヒティ、フィジー等にもひらく石干見は分布し、更にフィリピン、中国、台湾を経て、日本、朝鮮にまでも及んでいる。^(三一-b)日本では沖繩、奄美大島、九州、五島列島、山口、和歌山などに分布しているが、名称は大体、沖繩、奄美の *kaki*（垣）系統と、九州一円で用いられている *sukki*（掬い）系統に大別できるようだ。更に朝鮮、全羅南道、海南郡、門内三汀里では *dok-saru* と呼ぶ方形に近い石干見があり、また济州島道北郡面翰林邑扶才里にも多数の而も種々の形態の石干見が発見された。

叙事上の分布域より見ても、石干見は遠く、ポリネシアからメラネシア、インドネシアを経て中国、沖繩、日本、朝鮮に及び、これらの地域に伝播した極めて古い漁撈文化の主導微表を示すもの如くである。南海の諸々の精神文化財言語財及び物質文化財が、日本文化の基層に見出されることは多くの文化人類学者の認めるところだから、石干見の太古的性格に鑑み、他の諸文化財と共に、石干見漁法が南方より日本に非常に古い時代に到着したことは十分に可能性があることと思われる。

さて管見によれば少くとも九州以南においては二つの漁撈文化の類型を区別できるように思われる。その一つは珊瑚礁（及び岩礁）の生態系と関連があり、その主導微表の一つは石干見である。他の類型は東南アジア、東亜にもひ

らく分布する潟地帯 muddy tidal zone の生態系と関連があつて、その主導微表の一つは『潟板』mud sled である。これら「類型」の漁撈文化すなわち潟文化と、干瀬文化については私は数次の国際学会で言及(三二)してきた。

上來述べてきたところによつて、わたくしは、特に日本の南部においては古くから、ANELのいわゆる『南方漁撈文化』が到来し、新石器時代に至つて『北方漁撈文化』が侵入してきたのではないかと想像している。しかし、日本における漁撈文化の人類学的研究はまだ十分に開拓されていないし、文化複合の他の諸要素との関連における比較研究も必要であるから、叙上の推論は厳密に民族学的見地よりみれば、想像の域を余り出でていないといわざるを得ないであらう。

三 石干見の上における所有権の態容

(一) 未開人の所有権

さて、これより、文化人類学的に極めて興味のある、石干見の法的諸関係について考察したい。いうまでもなく Protoanthropinae や Archanthropinae の生活様態は、そこばくの先史・考古学的遺物に基いて類推する外はないが、これらの遺物が直接的に私たちに示してくれるのは、その性質上、物質文化であり、特定の觀念形態の物質的表出であることは極めて稀である。しかし、現在なお石器時代人の生活様態を髣髴たらしめるピグミー、ブッシュメン、或はネグリートなど、民族学的な意味における最原始部族は、直接、具体、現実的なありかたにおいて、先史人の生活像に対して多くの示唆を与えてくれる。これらの諸民族の所有権に関する諸研究を検討したニッポルト Nippold,

W. の見解によると、かれらはいかなる種類の原料も生産できないから、絶えず漂泊生活を営まねばならないといふ。専ら狩猟と採集に依存するかれらの経済形態にあっては、僅かに小数の人口の共同生活を支えることができるに過ぎない。アンダマン島人の場合は、夫婦と子供よりなる個別家族——オランダ語の *gezin* (小家族)——は地縁集団を形成し、この集団を構成する成員数は三〇人ないし三〇〇人であるといふ。^(三三) 北部ルソンのネグリートの漂泊域は半径二〇哩もあるが、アンダマン島人の場合は、林産物と海産物に非常に恵まれてゐるので、広大な漂泊域 (Gau) 又は食域 food-area ^(三四) を必要とせず、地縁集団は、大きな共同家屋で生活していくといふ。

かれらの所有権の概念には、私有と総有の二態容があり、私有或は個人所有権成立の基礎は個人的な労働の給付と、これと同一視される『発見』(例えは、蜜蜂の巣、果樹等) である。^(三五)

トゥルンヴァルト Thurnwald, R. もいじてゐるよう、自然民族の間においては、労働の創造性が創造的・形成的活動の創始者の個人的請求権の源泉であることは疑いを容れない。トゥルンヴァルトはその場合、人間の『活動』が、その果実のなかに実体化し、人間と生産物との間に神秘的な結合関係の生じることを指摘している。かれはさらに永続的な利用は、物件を所有者の生命液 *Lebensfluidier* を以て充たすから、そこに結合関係が生じる。これが一身に専属する所有権の源泉であるとも説いてゐる。^(三六) 私はこの種の『融即的』思惟法による所有権成立の説明の仕方は賛成しかねるが(註、三五、Dowling の論文五〇四頁を参看されたい)、何れにせよ今日の人類学者の中で最原始民族に単独所有形態の存在を要請しないものはないであらう。

一方、地縁集団 Lokagruppe の生活空間すなわち狩猟・漂泊域、換言すれば、かれらの全生計が依存する経済空

間は総有である。従つて、この集団の凡ゆる成員は、(一)生活空間並びに、(二)かれらの食物、衣服、武器、器物、裝飾等を生産するために生活空間が提供する凡ての原料を利用する権利を有する。したがつて、土地、すなわち生活空間並びに生活空間がかれらの生活に提供する一切の所有者は經濟的に社会的に組織化された、地縁集団の小共同体である。しかし集団による生活空間及びその自然的生産の上における所有権すなわち総有権を処分する可能性は個人所有権と異つて制限されているから、完全に自由にこれを処分することは許されない。地縁集団は、『よそもの』Fremden 即ち集団の非成員に対して、ある期間生活空間の用益権 Nutzungsrecht の行使を認めることがである。其場合は必ずしも反対給付を必要としない。これに反して、かれらの土地、或は其一部を他者（個人或は集団）に譲渡するとは許されない。^(四〇)

オランダの慣習法学者たちはこの非譲渡性《onovervredheid》の故にインドネシア諸民族の土地の上における権利に対して、いかなる態度の所有権をも認めず、処分権 besschikkingsrecht と呼ぶ新らしい権利の概念を以て西歐的な総有の概念と置きかえた^(四一)。この新概念の設定こそ、オランダ植民帝国の『国有地宣言』の基礎をなすものである。

この非譲渡性を説明するためにオランダの慣習法学者は、土地と人との結合する契機として或は精靈又は神 (Ossenbruggen) を、或いは呪力 (Malincrodt) を、或は呪力又は神 (Korn) を、或はまた生命力 (ter Haar) 或は宇宙的共同体の觀念 cosmische gemeenschapsbeseft (Hidding) を提出した^(四二)。しかしこれらの説明原理は、何れも思惟、或は Lévy-Bruhl に源を発する融即律 loi de participation を未開人の思惟形態の主徴として要請するも

のである。ところが最近レヴィ・ストロース Lévi-Strauss もいつてゐるようによく近代人と未開人の思惟、すなわち原始的思惟と実証的・科学的思惟との差異は知的活動の質的差異に求むべきではなく、むしろ知的活動の対象である事物の性質の差異に求むべきであることが明らかにされたのである。

(四三)

かつてトゥルンヴァルト教授もまた『思考の外装や主知主義的表現を、この思考の根底にある情緒的努力、並びに情況の直観的把握やこれに伴う行動や行為における反応と混同すべきではない』^(四三A)と主張しているのである。さきに指摘した土地の非譲渡性の契機も、未開民族にとって生活空間はかれらの存在の不可欠の前件であるから、その侵犯に對しては強度の情緒複合を以て反応する』とは自然必然的帰結であり、況んやその譲渡は、*de facto* 不可能であるばかりでなく、共同体の死を意味するという具體現実的な *Tatbestand* との関連において説明せらるべきである。従つて一次的にかれらの思考の外装である呪力観的世界観の範疇において説明すべきではないと思う。

(1) 石干見の上における縦有

海辺で干潮時に見出される岩礁の上の水溜り、或は内陸で雨期に形成される水溜りなどを原型として構築された石干見の原初形態の『ときも、おそらくは、地縁集団（家族凝集体、或はホルド）の全体的な労働給付によるものであり、おそらくはその上には縦有権が設定されていたであろう。わが国においても石干見は古くはいわゆる『ややい』の如き形態で、部落の全員がこれを構築し、部落の全成員がこれを平等に使用、用益する権利を有つていたものと想像される。

かかる縦有権的性格の面影を留める石干見は、九州の南部、例えば戸馳島や宇土半島の『スッキイ』である。戸馳漁具の生ける化石、石干見の法的諸関係

の本村には現在三ヶの石干見があり、その中の一ヶは年令階梯と関係があつて、『青年のスッキイ』と呼び、二年に一回、部落で入札し、入札で得た五六、〇〇〇円は青年会で使用している。本村には今なお若者宿があつて、農耕に従事する未婚の青年は、若者宿、現在は公民館に寝泊りしている。更に注目すべき事実は、この『スッキイ』を管理しているのは漁業協同組合ではなく、部落会であるということである。この石干見が構築されたのは人々の記憶に残る時代であるというが、多くの他の場合にも見られるように、残存する過去の石干見を修築して、再使用することがあるから、本村の『スッキイ』も這に類するものであるかもしれない。

一方、宇土半島の南岸及び北岸における石干見は何れも毎年入札によって漁業の免許を得た者が、使用・用益することになつてゐる。宇土半島の南岸、三角町の金柵、新地の二部落もこの例に洩れるものではないが、特に金柵の場合、現在の七九世帯の中で二〇戸ばかりの旧家だけが、毎年入札によって石干見の漁業権を取得している点に興味がある。おそらくは、この二〇戸が、金柵の原初的な共同体の成員の子孫であろう。

赤瀬には〇・二四五エーカアほどのスッキイがあるが、これは村有になつていて、村の成員は、何人でもこれを使用・用益できるという。また同じく北岸の小田良には『おきつせ』と『ときりぜ』と呼ぶ二つの岩礁の間に四ヶの『スッキイ』があるが、新年の初寄の時に入札し、入札者は一年間、石干見における漁業の免許を得て、これを使用することができる。

さらに長崎県の沖合にある五島列島中の小値賀島にも『スキ』と呼ぶ約四ヶの石干見があるが、部落有であつて、『スキ』で採捕した魚類は、部落内で分配し、余剰生産は、他の部落に売却する。秋十月の大祭には、この島の東方

に位する野崎島の神崎神社に各戸から一名以上の者が舟で『御籠り』に出かける。その際奉納する鮮魚は必ず、石干見で採捕したものでなければならないという。この種の儀礼複合は近代人にとっては非合理的ではあるが、原始的世界観においては、一つの合理的な生産手段で、石干見の生産性を確保・増強するため、ヌミノーゼ的な諸力を喚請する性格を帶びていたものと考へられる。石干見と宗教的観念並びに儀礼複合との関係は、註一一、二二五、二七に掲げた私の論文で触れている。

さきに述べた済州島の石干見に関する資料は十分ではないが、破損した場合、部落民が共同で修理するというから、これも部落の総有であるかもしれない。

(三) 組合的所持

例えば、沖縄石垣島の白保では、七〇年前までは *kaki nu kumi* (組合) という語は新らしく、古くは組、正しくは『与』と記した) があり、この組合は親族を中心とするものであったという。漁獲物は組合員に平等に配分され、一つの石干見につき約三〇人の組合員があつたという。

宮古島の狩俣部落の場合は四名が一組となつて一つの石干見を所有し、四名は夫々この石干見に對して平等の権利を所有していた。漁獲物は公平に分配し、これを *tamogutsi* と名付けていた。この石干見の所有者は世襲で、各人は夫々株を有つているが、株は現金給付ではなく労力奉仕であったという。しかし、昭和の初期には、一株一二一三円、四人一組四〇一五〇円で転売されたこともあるという。現在人口、約一、四〇〇の狩俣部落では、約四〇人が石干見の株を有つている。

九州は島原半島の山田でも、この種の石干見に関する株組織のあったことがしられている。

四 個人所有

島原の南北両高来郡及び福岡県の豊前市や椎田町、或は奄美本島笠利町手花部の石干見は、(a)単独所有形態の色彩が濃く、(b)しかも世襲である。

(a)漁法改正前においても、戸馳島の一部や宇島半島を除いて、ほとんどすべての石干見の上に、個人所有権が設定されていた。しかし、北目筋の湯江にみられるように、漁法改正後はこれらの個人有の専用漁業権は消滅し、漁業協同組合が漁業権を有つことになって、石干見の旧所有者にはそれぞれ補償金が交付された。この補償金の金額は、石干見構築の歴史的条件、経済的価値、規模の大小によつたものと見られるが区々である。

例え、旧湯江村、浜東の有名な『ボラズッキイ』の場合は、漁法改革の折に一、〇〇〇円の補償金が旧所有権者松本栄四郎氏に交付されている。一方、島原市新湊にある下田某所有の石干見には一〇、〇〇〇円の補償金が交付されている。豊前市宇之島沓川では、三ヶの石干見が漁法改正の際に個人より買い上げられたが、石の対価として三五、〇〇〇ないし、四〇、〇〇〇円が交付され、現在は海苔場として使用されている。

(b)これらの石干見はさきにも述べたように戸馳の一部や宇土半島を除き、転売された場合を除いては世襲されていいた。しかし中には島原湊の石干見のように僅か三〇年前に構築されたと伝えられるものもあるが多くの石干見は夫々古い歴史を有ち、古くから残存する石干見を修築した上で再使用していることが歴史的に確認できるものもある。例え、戸馳島の『ウサドンスッキイ』は四〇年前に中尾某及びその兄と従兄弟が、かつて『カンニヨンスッキイ』と

呼ばれた旧いスッキイを基礎に再構築したことがしらされている。

四 封建制下における石干見の発達

さきにも述べたように、元来、石干見の所有権は総有の性格を具えていたと思われるが、封建制下においては、領主がそれを自己の支配下においたばかりでなく、夫役によって収奪した巨大な労働力によつて、石干見の規模、形態、構造を更に一段と発達させる契機をつくつたと思われる。

左に掲げる『島原御領村々大概様子書』によると一七〇七年の検地の際には實に一五八ヶの石干見が存在していたことが分る。

島原御領村々大概様子書（四四）

宝永四亥年国竹右衛門
種村新五兵衛検地

三会村

三之沢村

一、そくい拾壹ヶ所、長百五拾間程より百間迄、

但鱈、其外小看入

一、そくい拾壹ヶ所、長百五拾間程より百間迄、

但鱈其外小看有

漁具の生ける化石、石干見の法的諸関係

東空閑村

大野村

湯江村

多比良村

土黒村^{ひぐろ}

- | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 一、毛くい武ヶ所、長五拾三間より八拾五間迄、
小肴入 | 一、毛くい拾四ヶ所、長三拾間より六拾間迄
小肴入、 | 一、毛くい拾參ヶ所、長百五拾間より六拾間迄
但小肴小鱈少々入 | 一、毛くい拾四ヶ所、長百三拾間より四拾五間迄
但小肴類入 | 一、毛くい、三拾四ヶ所、長百五拾間より五拾間迄
但鱈鱈其外小肴有 |
|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|

西郷村

一、そくい、五ヶ所、長百間迄六拾五間迄

小看入

一、そくい、三ヶ所、長四拾間迄三拾間迄

但鑑其外小看有

一、そくい、八ヶ所、長百武拾六間程迄七拾四間迄

但志くら其他小看有

一、そくい拾武ヶ所、長百間迄六拾間迄
但志くら其他小看有

一、そくい拾三ヶ所、長七拾間程迄五拾間迄

小看入

一、そくい拾三ヶ所、長七拾間程迄五拾間迄

漁具の生ける化石、石干見の法的諸關係

伊古村

伊福村

三室村

守山村

山田村

但志くち其他小肴

北串山村

一、そくい壱ヶ所、長七拾壱間

但鱈其他小肴入

南串山村

一、そくい三ヶ所、長四拾間又三拾間程

但鱈其外小肴入

加津佐村

一、そくい壱ヶ所、長百間程

但鱈其外小肴入

口之津村

一、そくい五ヶ所、長百武拾間又五拾間迄

但小肴入

以上

右の資料によると最大全長三六〇米以上に達するものもある一六〇ヶ近くの石干見群が島原半島沿岸に沿うて構築されていたことが知れる。これらの石干見群はその後数には増減があり、いく度か修築したことであろうが、先年破

損した守山の石干見は全長、實に五〇一、三米もあつた。島原半島沿岸の石干見は世界でも規模は恐らく最も雄大、形状も實に端麗であるが、この地域でこれほど石干見が發達したのは、わたくしが、昨秋發表した註二七の論文で示したように、諸々の自然的条件に基くことは明らかであるが、更に封建制下の特殊な歴史的社會的条件によるものであることも否定できないであろう。一九五四年に、『長崎県島原半島史』全三巻を公にした故林銑吉氏の語つたところによると、旧藩時代に松平侯は、多くの石干見を構築して、功勞のあつた臣下に褒賞として与えたという（いわゆる『恩給』）。

この種の事例は、また、沖繩の先島中の小浜島に現存する板証文によつても示すことができる。

わたくしは昨年三月、石垣島の喜捨場永珣氏の示唆によつて小浜島を訪れ、同島の稻福武夫氏（五四才）宅に保存されている板証文を詳さに検討する機会が与えられた。この板証文は長さ二尺五寸、幅七寸、厚さ四分の『イヌキ』（学名 *Podocarpus macrophylla*）の板に墨書したもので、それには次のように記されていた。

当村南風川田屋於那利事、大阿母供列上國、首尾更相濟歸島、其後首里王加那志る右於那利絵象を以被遊ニ御用、七艘之船々付役段々罷下候に付致ニ上國、御奉公相済、官名つかさば阿と被思召付、下人四拾人御拝領被下、帰島仕たる由御座候。

一、嶋本。海垣之儀、つかさば阿野菜取達用トシテ、御印紙を以三度夫にて築立置候段、跡々々伝承申候。然処、右垣の儀、つかさば阿跡方阿さう不じと申者、上納一石五升致ニ不足、登野や前嘉禰真や両家より借入を以相弁たる由候處、年々倍々相懸、壱石の利平にて、右垣被押取、あさう不じ儀無子にて致ニ死去申候。

漁具の生ける化石、石干見の法的諸關係

一、祖父故稻福筑（登之）親雲上事、上官氏大浜与人妾腹之子^ニ而候處、つかさば阿跡方相絶候付、跡目被^ニ申付、墓所之儀、下在番毎々被^レ成^ニ御焼香^ニ候處、龜抹有^レ之候付、結構^ニ相調置候て、右垣も取帰不^レ申^ハつかさば阿孝順不^ニ罷成^ニと朝暮悲懲仕たる由候處本意不^ニ相逐^ニ死去いたし、亡父赤頭稻福にや事も致^ニ早死、同前の事ニ而候浜にや罷來、右垣之儀其方先祖垣ニて候間、相渡候様申出、幸登野や^ニ六才成女牛壹足三俵引合相渡、壹俵ハ当村前嘉弥真や壹代祖相藏候間、宮良村前嘉弥真や江相届候様右小浜申出ニ付其通白大豆壹俵相届置申候右之次第為^ニ家譜、如^レ斯御座候然者^ハかさば阿儀龜相^ニ無^ニ之様祖父^ハ遺言有^レ之候間永代龜相被^ニ致間敷候、以上道光四年申

道光四年申

嫡子稻福や

稻福筑登之

右通相違無^ニ御座^ニ候以上
申十月

稻福筑登之

右の板証文の内容は、嶋本海垣 *syimamuti ingaki*（今日、小浜には形をなす石干見即ち *kaishi* が十三ヶ程あり、南岸の西寄りにこの嶋本海垣がある。今日では *syimamuda kakshi* とも呼ばれている）の由來を示す貴重な史料である。内容を略述すると、『南風の川田屋於那利 *betaunori* が大阿母（女性の最高の神官）に伴われて首里にゆき、首里王に御目に掛ける似顔を書いてもらつた上で（直接王に御目通りは許されぬから）無事、嶋に帰つた。王はこの

絵を見て召し抱えることになり、七艘の船で彼女を迎えて来た。彼女は恙く御奉公を済ませ、『つかさばあ』という官名を賜わって、下僕四〇人を引取して帰島した。

島では御印紙（王の印璽のある文書）によつて『つかさばあ』の御惣菜用の魚介類を採捕するため、三度夫（平民は、年に三回王の為に労役する義務があつた）によつて石干見を構築し、『つかさばあ』の子孫が代々これを受継ぐことになった。ところが『つかさばあ』の後継者、『あさう不じ』は納税に際し一石五升の不足を来たしたので、登野や前嘉弥真や両家に立替えてもらつたが、年々利子が殖えて毫石に達したため、右の石干見は取り上げられてしまつた。『あさう不じ』は子が無くて死去した。

祖父の故稻福筑登之親雲上 *tsukudunbetaisyin* は大浜与人 *juntju* の妾腹の子であるが、『つかさば阿』の後継者が絶えたのでその後継となり、墓の方にも下り在番（首里より三年に一回交替して役人が派遣されていた）が焼香していた。ところが稻福に手違いがあつて折角用意をしておきながら石干見を取返すことができず、『つかさば阿』に孝順の意を表することができないままに朝夕嘆き悲しむ裡、目的を果たすことができないで亡くなつて了つた。亡父の赤頭 *asyu* 稲福にやも夭折した。

私は右のような次第なので、元利を取捕へ返還し、石干見を取戻して先祖に孝順を尽くそうと思つていた矢先、本年に入ると共に垣に閑してもめ事があり、登野やが赤頭小浜の許に来て、あの垣は其方の先祖のものだから御返ししようとの申出があり、登野やに六才の雌牛壱頭を、三俵の代りに引渡し、前嘉弥真やには彼の生きている内に壱俵分を返還する約束を交し、約束通りに白大豆壱俵を届けた。『つかさば阿』に対して粗相のないよう祖父からの遺言

もあつたこととて今後、決してそのような誤は冒しません』^(四五) という意味のものである。

これが記されたのは道光四年（甲申）で一八二四年にあたる。嶋本の石干見が『つかさば阿』のために構築されたのはこの文書の筆者の五代前であるから、おそらく、今から三〇〇年以前のことであろう。私は小浜島でこの石干見を詳さに調査したが、垣の長さ *kaki nu tsu* は實に一、一〇〇メートルもあり、幅は約一・一〇メートルあつた。石干見の構築に用いた積石は精々一、三人でかつげる程度ではあるが、海岸では採取できぬ黒色の石が用いられているから、恐らく陸上から運び込んだものであろう。島の伝承にも、昔この石干見を構築するときには色々な島から人夫が集まつたといい伝えられているから、さきの板証文の『三度夫にて築立置候』の事実がある程度裏書されているようと思われる。封建制下、王命の下に巨大な労働力を賦役によつて駆使するのでなければ、一キロ二〇〇メートルを超えると思われるこの巨大な石干見を築くことは不可能であつたろう。

小浜島の嶋本石干見こそ、村建制下においてこの種の巨大な石造構築の行われたことを文書によつて実証することができるのである珍らしいケースであると思う。

五 九州における石干見の所有・管理関係

九州における代表的な石干見群は、湯江から南に向い島原半島の東岸に沿うて分布している。

湯江ではスッキイ（石干見）の旧所有者は、主として『だんだんどん』（旧地主）であつたといい、守山では地主ではなく、自作農が多かつたといふ。一方南高来郡の堂崎においては、元来、乙名（庄屋の次に位する村役人）が所有

していたが、娘の嫁出するにつれて他家の所有に移ったという。豊前市の沓川においても農業を営む岩永某が所有していたというところをみると、その原始的性格よりも想像できるように、石干見漁業法は本来副業的性質を帯び、石干見は概ね自作農や地主によって所有されていたことが分る。

さて旧漁業法の施行されていた時代には、石干見の所有者は漁業権税を支払っていたが、石干見の使用・用益は単に石干見の所有権者・漁業権の行使者ばかりでなく、石干見の管理・保全にあたる『世話人』にも許されていた。この世話人と所有者の関係は、『被官』と『だんなどん』との関係である。『だんなどん』は一名ないし三名の被官を使用していたが、（湯江の場合）、この被官は『だんなどん』（旧地主）の小作を行い、貸金の取り立てなどにも従事していたという。高来町の教育長であった山崎諭氏の記すところによると、『「ぢとう」、「ひかん」など』という言葉は、明治の末頃まで使用されていたが、現在では死語になっている。しかし、七〇才以上の老人になると、これらの言葉の意味を理解している。「ぢとう」（地頭）とは地主の名称で、古語の守護地頭に由来するのではなかろうか。古くは地主は「ぢとうどん」（地頭殿）という敬称で呼ばれ、人々は「ぢとうどん」に道で出会うときは辞を低くして挨拶を交し、「ぢとうどん」の家庭では足半あしなかや草履を脱いで通るものもあつたという。被官はかれの支配人（世話人）で、小作料のとり立て、冠婚葬祭の際の雜用などを勤めていたから、小作人には威張つて命令を下したものだといふ。

右の説明に依ると、この地方の被官は一般に考えられてるよう、単に地主に隸属していた小作人ではなく、むしろ地主と小作との間に介在して、小作人の管理のような役割を果たしていたと考えられる。『諫早市史』にも次

のよう記されている。

『之等耕作者（農奴）と豪族や貴族との間に土地所領者を代表する管理者が、ミヤケのオビト（屯倉首）やミヤノツカサ（屯田司）やタツカイ（田令）などと呼ぶのである。明治時代まで諫早の地主等が置いていた「被官」は昔のそうした管理者を小さくしたものと見られるのである。』^{（四七）}

被官は石干見を管理し、絶えず石干見を見廻って、台風の際などには破損個所の修理にも当たった。その反対給付として、石干見における使用・用益権を分与されていたものと思われる。湯江では、(一)、昼間に所有権者、夜間に世話人（被官）が石干見漁業に従事した。しかし、沖縄の石干見同様、夜間の方が漁獲高が多い。(二)、また、昼夜を通じて、世話人に漁業を委ねる場合もあり、(三)日割をきめて世話人に漁業を行わせる場合もある。

漁業法規によると、漁業権を行使する石干見の所有権者は、漁業の専業者である筈であるが、かれらの中には類型的な『お羽織漁師』もあって、漁獲物によって世計を立てているわけではない。しかも漁業の近代化機械化に伴い、沿岸漁業、特に石干見のごとき原始的漁法によっては、到底コンスタントな漁獲量を期待することはできない。従つて少く共、石干見の所有者自身にとって、石干見漁業は、むしろ遊漁的性格が顕著になつてゐるのではなかろうか。これはさきにも石干見の使用・用益形態のにて示したように、昼夜を通じ、被官に石干見の使用を任せきつていの事実によつても明らかである。こうみて來ると、海滨に巨大な石造構築物を建設すること自体、自己の経済的卓越性を相互に誇示しようとする、人類学のいわゆる《potlatch》的性格を帶びてゐるといわざるを得ない。

六 現行漁業法における石干見の法的位置

現行漁業法においては、石干見漁業を営もうとする者は、第一種共同漁業の免許を得なければならない。

現行漁業法の第六条には、共同漁業を次のように規定している。

第六条 5

共同漁業とは左に掲げる漁業であつて、一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

ところで共同漁業権を有するものは、新漁業法においては個人ではなく、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であり第十四条に規定する一定の資格を有する組合員が共同漁業権の範囲内で漁業権を行使できる。第八条には次のように記してある。

第八条 漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会がその有する……共同漁業権に制定する漁業権行使規則……で規定する資格に該当する者は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する……共同漁業権……の範囲内において漁業を営む権利を有する。

右の条文に依ると、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同漁業権を有つていて、その制定する漁業権の行使規則に遵つて、組合員に機械的平等ではなく、実質的に平等に漁業を行わせるのであって、漁民による漁場管理という組合有漁業権の本質が、法的に表現されないと解することができる所以である。このように組合が管理権限を有し、組合員がそれに従つて平等に漁業権を行使できるのは、ゲルマン法の『総有』の形態であつて、法人有、又は共

漁具の生ける化石、石干見の法的諸関係

有の法理では説明できないのである。^(四八)九州南部における石干見漁業の共同体的形態を一層原初的であるとするならば、新漁業法によつて、石干見漁業は、法的に本来の姿に立返つたということができるよう。

さて『第二種共同漁業』といふのは、さきに掲げた第六条5一の規定によると、

網漁具（えりやな類を含む）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第五号に掲げる以外のもの。と規定され、旧漁業法によつて定置漁業の中に包括されていた石干見漁業は、新漁業法においては一応、定置漁業からは区別されている。条文で『網漁具』となつてゐるのは、たとえばたこつぼ、延繩などはたとえ敷設中移動しない構造になつていても、第二種共同漁業には加えぬことを明らかにするためであろう。『えりやな類を含む』としたのは、漁網ではない石干見などをも含むことを示したものと解することができる。

新法においては、定置漁業は、第六条3に於いて、

身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの

と明確に規定してあるから、傾斜のゆるやかな海岸の汀線近くを起点として設置される石干見漁業のごときは、当然、定置漁業の範疇には入らない。

さて第八条によつて明らかであるように、石干見漁業を営もうとするものは旧法の施行されていたときのように、都道府県知事に定置漁業の免許を申請するのではなく、漁業協同組合から第二種共同漁業の免許を得た上ではじめて石干見漁業を営むことができる。

組合側ではこの種の免許の申請があつた場合には、新漁業法制定の主旨たる漁業の民主化の線に沿うて、組合員に

平等に石干見漁業を含む第二種共同漁業権の行使を許すべきであるが、現実においては、旧石干見所有者が依然として石干見全体の或は一部の所有権を主張して、排他的にこれが使用・用益を独占している。勿論その際旧所有者は組合から第二種共同漁業権の免許をうけていることはいうまでもない。

そもそも日本の漁業慣行には、封建的にして非民主的な要素が多分に含まれていたことは次に掲げる旧長崎県北高来郡諫早町漁業組合規約をみても分る。

第三十六条 本組合が享有する共同専有漁業権の行使は旧來の慣行に依る。

第三十七条 本組合が享有する入漁権の行使は、明治四十三年十月一日において本組合員たる資格者の外はこれ行使することを得ず。

しかし、新法の『水産業協同組合法』第十八条には

第十八条 組合の組合員たる資格を有するものは、左に掲げるものとする。

一、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民

とあり、原則的には組合地区内における居住の年数などは全く関係なく組合員たるの資格を取得できる。この種の封建的排他的な規程は他の地域においても往々にして見出されるのであるが、かかる非民主的排他的な権利関係を破壊しようというのが新漁業法の狙いであったのだ。

漁業法の第一条にも

漁具の生ける化石、石干見の法的諸関係

この法律は……漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

と規定している。

ところが少くとも石干見漁業に関する限り、依然として旧慣が存続しているが、それには種々の慣習法上の問題がからんでいるのである。新漁業法の第二十九条には

漁業権者の有する水面使用に関する権利義務（当該漁業権者が当該漁業に関し行政府の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む）は漁業権の処分に従う。

従つて第八条によつて漁業権が組合有漁業権に移つた以上、本権である石干見の旧所有者個人有漁業権の消滅に伴い、属権である石干見の上における所有権並びに石干見を構成する積石の所有権も当然消滅するものと考えられる。なぜなら、漁業法第二十四条に『その漁場に定着した工作物は民法第三百七十条……の規定の準用に関しては、漁業権に附加してこれと一体を成す物とみなす。』とあるからである。たとえ、石干見の上における所有権が存続するとしても、第四十二条には、

『漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大せしめた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価をもつて当該工作物を買い取るべきことを請求することができる』

とあり、この条文によつて新法施行後は石干見の旧所有者に対して夫々若干の補償金額が交付されているから、旧所有者の石干見の所有権は消滅したはずであるが、さきにも一寸触れたように、旧所有権者及び組合側の見解では依然

として石干見の積石全体、又はその一部の所有権は旧所有権者に帰属すると主張しているところに問題がある。かれらの見解によると補償金は石干見漁業権に対するものであって、石干見の所有権に対するものではないというのである。諫早の旧漁業組合長才木生馬氏は

『神代　土黒の石干見は多比良港航船送船の港湾工事用に壊して売っているが、その代金の分け前にあたり、ハイシ（石干見の上部構造に用いる石——筆者註）は現地採取で組合有だし、若干の分配に与つたらしい。強力に組合有だと主張しているところはない。』

と云い、また『（石干見）は法改正で仕方なく組合に移つたものの、その当時から石干見は衰退し魅力を失っていたので、元の所有者にその儘占有を許し、維持保全も總てその者の義務とされている。栗石（石干見の下部構造に用いられる石）も「ハイシ」も施設一切を含めて、元の所有者だとする了解事項であると見られる。これは一に維持保全に金がかかるのが最大の原因だろう。（漁業権）行使料として組合により異なるが、最低年五〇〇円より最高一、〇〇〇円程度を支払つてゐる。目下好況ののり場の邪魔になつてゐるところから、組合でも厄介視され、早く解体撤去を希望している。維持保全もなおぎりにされてゐるので早晚（石干見は）姿を消す傾向にある』^{（五〇）}と記している。

豊前市宇之島の岩永林蔵氏も石干見の旧所有権者は漁具としての石干見の積石の上における所有権の存続することを認め、戸馳島の中尾藤八氏も同様の見解を披瀝している。

叙上の見解は石干見を構成する一切の積石は『ハイシ』及び『栗石』をも含めて石干見の旧所有権者の所有であると主張するものであるが、さきにもふれた西崎鉄男氏は、石干見の下部構造をなす栗石所有権のみが、旧所有権者に

帰属すると主張する。かれの説くところに依ると、『スッキイの下部構造をなすグリイシと呼ぶ割り石は恐らく海岸にあったものをその儘利用したものではなく、他處から運搬してきたものであろうから、石干見の旧所有権者の所有権を明確に認めることができるが、スッキイの上部に積み重ねた丸石、ハイシは主として自然石であり、海岸にもともと散在していたものであるから、現在では組合の管理のもとにあると考えることができる』といつてゐる。

しかし、これらの漁業協同組合及び旧所有権者の見解は、何れも現行法の法理論から検討するともはやこれを支持する法的根拠を失っているものと思われる。

いま、ここに、法理論の問題をはなれて、人類学的観点から、石干見所有権の問題にふれるとするならば、石干見が今日の文化、すなわち社会的生産の脈絡の中で、いかなる位置、意義、機能を有するかという問題との連関において考慮せらるべきだと思う。今日、すべての漁撈学に関する書物においてはいわゆる雑魚具の範疇に加えられている、原理的にも形態的にも、最も原始的な漁具である石干見は、当初は權威なき平等等質の原始共同体における人間関係の直接的表現として總有権的性格を有し漁撈技術体系の貧困な社会において、大きな經濟的意義を有し海辺共同体の成員の生計維持のために重要な役割を果たしてきたであろう。しかし社会における權威中心の確立とともに、沖繩の按司垣 *onishi* や『のろ垣』 *nurugaki* に見られるように政治的・宗教的權威と石干見の所有権とが結合し、共同体の成員の自由な使用・用益が大なり小なり制限を加えられるに至ったものと思われる。社会における封建性体制の確立されるに至つて、或は恩給、或は講浦（特定の者が免許料ともいるべき一定の料金、貢租を領主に納めて、領主から一定の年限の間漁業上の特権を附与された）の如き形態において、漸次石干見の上における単独所有形態が成立

したものと考えられる。

もともと旧漁業の慣行をそのまま本質的に踏襲してきた明治時代においても石干見の個人漁業権は引きつづいて確保されてきた。しかし、漁法・漁具及び漁船の機械化・近代化、経営の資本主義化は、それに伴う魚族の減小とともに、石干見の経済的意義を奪い去って行った。今日に於いて石干見は、さきにも述べたようにほとんど遊漁的意義しか有たない。否、さきに掲げた一七〇七年の『島原御領村々大概様子書』を見ても、たとえ貢租の関係から漁民達が過当に少く届出たのかもしれないが、漁獲物は、鱈が主で、精々所有者の自家消費を充たす程度のものではなかつたかと思われる。かの有名な『ばらすき』のように稀には処分に困るほどの漁獲量のあつた場合もある。島原鉄道『しまばらゆえ』駅の近傍菅に在るこのスッキイでは一八八一年五月に石干見の内は鱈で一杯になり、とり切れぬ中に満潮になつたので、今まで覆つておいて、次の干潮を待つたという。しかしこの種の漁獲量は全く偶発的な自然的諸条件の複合に依存するもので、すでに^(五)おそらく徳川時代においてさえ、石干見は一つの cultural lag であつたと考えられる。しかもこの種の cultural lag の存続どころか却つてその技術的発展をもたらしたものは、その『potlatch』的性質であつたのではなかろうか。

現在石干見一ヶあたり数百坪から一万坪近くの海面を独占する石干見漁業は、地方においては極めて有望視されている海苔養殖業発展の大きな障礙物とさえなつてゐる。これらの点からみると、石干見漁業の存続には、大きな問題があると思う。石干見はもはやその歴史的使命、経済的機能を果たし終えたものと考えられる。漁場の総有権的性格の法的に確立した今日、地方にお燻つてゐる石干見所有権の問題は単に法的な立場ばかりの問題でなく、社会

的経済的見地から十分反省せらるべきものと思ふ。

参考文献目録

- (1) 佐藤信淵、一八八一年、*經濟要録六、漁撈第一*。
- (11) 桜田勝篤、一九四一年、*海の労働に就いて、柳田國男編、日本民俗学研究、一四七頁。*
- (111) 前同書、一五〇頁。
- (B) 早稲田大学内の The Center of Marine Ethnology にはタイ国で現用される『踏臼船』の実物が陳列され、Nishimura, A. 1957. The Diffusion of Luring Boat, submitted to the IXth Pacific Science Congress held at Bangkok. (西村朝日太郎、一九六〇年、人類学的文化像、附録英文論文四頁参考。)
- (H) Nishimura, A. Most Primitive Means of Transportation in Far and Southeast Asia 近刊の予定。
- (K) 清、屈大均、*廣東新語*、卷二十一、鱗語、漁具に次のよう記してある。『有丘田沉鬱、沉音沈。方言也。長十余丈。口大而尾小。尾旁有二穴。……其口宏三丈有六尺。常向「上流」。潮緩則鬱口。急則張。而魚大入。凡「沉鬱」以「綿麻」十一石、為「N。……」』とあり、この種の漁法、いわゆる『櫻木漁業』はわが国では滅亡に近いが東南アジアにはひらく分布している。私の調査した東ジャヤカ・ベロッロ村の同種の漁具の漁業権について。Mühlmann 教授の退職記念論文集に次の論文を発表の予定である。Nishimura, A. Ein Versuch zur Ausfüllung der Lehrstelle des javanischen Begriffes "gogol".
- (7) Cf. Thompson, Laura, 1961, Toward a Science of Mankind, Mc. Graw-Hill Book Co., Inc. pp. 25-41.
- (八) 九字金運合、一九六七年、トボ—自然、文化、社会、四一〇頁、四三〇頁—四三一頁。
- (九) Forman, Shepard. 1967. Cognition and the Catch: The Location of Fishing Spots in a Brazilian Village. *Ethnology*. Vol. 4, pp. 420 ff.

- (1〇) Morril, Warren T. 1967. Ethnoichthyology of the Cha-Cha. *Ethnology*. Op. cit., p. 409.
- (11) Nishimura, Asahtarō. 1964. Primitive Fishing. In: *Ryukyuan Culture and Society*, ed. by Smith, Allan, University of Hawaii Press, p. 67.
- (111) Dart, Raymond A. 1959. On the Evolution of Language and Articulate Speech. In: *Homo*, Bd. 10, Heft 3, S. 154. それが先史時代における漁撈の決定的な重要性を認めた論文は数十篇公表された。
- (1111) Dart, Raymond A. The Recency of Man's Aquatic Past. *The New Specialist*. Vol. 7, p. 1869.
- (11111) Sauer, Carl. 1952. Agricultural Origins and Dispersals. Bowman Memorial Lectures. Washington: American Geographical Society, pp. 22-3.
- (111111) 平沢勲' 1947-1年' 漁業生産の発展構造' 未来社' 九〇頁。
- (1111111) 鹿嶋津直' 漁夫' 松浦重(明治111年生) 収談。
- (11111111) Nishimura, A. 1964. Op. cit., p. 68 ff. まだ法縄をぬけぬ直接採捕による種々の例証を掲げてある。
- (111111111) 桜田勝篤' 1941年' 土佐漁村探訪旅行報告11° 土佐四万十川の漁業と川舟' 土佐漁村民俗雑記' 東京アチャカ・ウルハ - ヤハ - ム' 1回目。
- (1111111111) 柳沢里菜' 18411年' 雲莊雑誌' 卷11°
- (11111111111) Leroi-Gourhan, André. 1954. Évolution et Technique. Milieu et Technique. Paris, p. 70,
- (111111111111) Montandon, George. 1934. L'Ologénèse Culturelle. *Traité d'Ethnologie Cyclo-culturelle et d'Ergologie Systématiique*, Paris, p. 239.
- (111111111111) Thomazi, A. 1947. *Histoire de la Peche*. Paris: Payot. p. 11.
- 漁歌の歴史と文化' 石川見の法的論闘

- (111) Hirschberg, Walter (hrsg.). 1965. Völkerkunde. Stuttgart. S. 123.
- (112) Nishimura, A. 1964. Op. cit., p. 70. Kapp. Grundlinien einer Philosophie der Technik. Stein, Ludwig. Die Anfänge der menschlichen Kultur. *Aus Natur u. Geistwelt Sammlung wissenschaftlich. Darstellung* 93 Bd. 1. Lpz.: Druck u. Verlag von B.C. Teubner. Birket-Smith, Kai. Kulturens veje (Dtsch. übers. 1956. S. 76). Trinborn, H. u. Adam, L. 1958. Lehrbuch der Völkerkunde. Stuttgart. S. 211.
- (113) 魚获網具考證 । 丸K7年、法縫足矣太々原始漁法—無蟲足矣太々 । 196 junta 素子のいり—、漁具用具考證、文化人類學、庚辰、1丸用真。
- (114) Bartz, Fritz. 1964. Die grossen Fischereiräume der Welt. Versuch einer regionalen Darstellung der Fischereiwirtschaft der Erde. Wiesbaden. Bd. 1. S. 30.
- (115) Nishimura, A. 1964. Op. cit. Nishimura, A. 1968. Living Fossil of Oldest Fishing Gear in Japan, submitted to VIII CISAE.
- (116) Knox, Arthur. 1942. Pollen Analysis of the Silt. In: Johnson, Frederick (ed.). The Boylston Street Fishweir. *Papers of the Robert S. Peabody Foundation for Archaeology*, Vol. 2, p. 129.
- (117) Anell, Bengt. 1955. Contribution to the History of Fishing in the Southern Seas. *Studia Ethnographica Upsaliensis*. IX. Upsala. p. 247.
- (118) Anell, Bengt. Ibidem.
- (119) Birket-Smith, Kai. 1956. A. a. O. S. 158.
- Nishimura, A. 1963. Op. cit. p. 30. 素子の魚具考證 । 丸K7年、前報論文、1丸四頁参考、日本各地足矣太々。

干見の記述に関する歐文文献は叙上の論文に掲げてある。

(1) (a) 中筋勘治氏談話 (一九六九年、四月七日)

(1) (b) ハドン上掲の注で示した論述その他の更に110の論文を挙げてある。Nishimura, A. Primitive Fishing Methods and Gear with Reference to junta, sung by People of Kurushima Island, submitted to the 10th Pacific Science Congress held at Honolulu in 1961. Nishimura, A. Mud Sled Used in Muddy Tidal Zone of Southeast Asia, submitted to the 8th International Conference of Anthropological and Ethnological Sciences, held in Moscow in 1964. 中井田信氏の談話による。Cochin は現在ある。

(1) (c) Radcliffe-Brown, A. R. 1964 (Paper Back Ed.) The Andaman Islanders. The Free Press of Glencoe, pp. 23-7.

(1) (d) Nippold, W. 1954. Die Anfänge des Eigentums bei den Naturvölkern und die Entstehung des Privateigentums. s., Gravenhage, S. 5.

(1) (e) Ibidem, S. 11-2. また Dowling, J. H. 1968. Individual Ownership and the Sharing of Game in Hunting Societies. A. A. Vol. 70. pp. 502-507. 参照。

(1) (f) Thurnwald, R. 1934. Werden, Wandel u. Gestaltung des Rechtes im Lichte der Völkerforschung. *Die menschliche Gesellschaft*. Berlin u. Lpz. Bd. 5. S. 40-1.

(1) (g) Ibidem S. 8. また Sörgel, W. 1922. Die Jagd der Vorzeit. S. 147 は物質的な道具や器物の所有権ではなく、やれらの対象を制作する熟練の所有権が未開人の間で認められたいふを指摘している。未開人は熟練のいふき異常な能力は『アヒヘーヤ』的なものと結びつけて解釈するから、この種の思惟法が特定の生産物と生産者との間の神秘的結合關係を、ひいては私所有権成立の一契機を形成してくるものと考える向ふがある。Vgl. Thurnwald, R. 1932. Werden, Wandel u. 漁具の生ける化石、石干見の法的諸關係

Gestaltung der Wirtschaft. *Die menschl. Gesellschaft*. Bd. 3, S. 13. しかし最近私はかかる『魔即的』な思惟に對して批判的である。

(III-8) Thurnwald, R. 1932. A. a. O. S. 8.

(III-9) 西村朝日太郎、一九六〇、人類学的文化像、吉川弘文館、第八章、第四節、原始社会の土地所有形態、参看。

(IV-0) Nippold, W. 1954. A. a. O. S. 43 ff.

(IV-1) Vollenhoven, C. van. 1909. *Miskenning van het Adatrecht*. Leiden. blz. 19-20.

(IV-11) ジュネーブの「人間の文化像」、慣習法学者の文献よりは西村朝日太郎、一九六〇年、前同書、1156頁以下参看。

(IV-11) Lévi-Strauss, C. 1958. *Anthropologie Structurale*. Paris: Plon. p. 54-5.

(IV-11-a) Thurnwald, R. 1934. A. a. O. S. 10.

(IV-4) 故林銑吉氏の御教示による。

(IV-5) 板証文の解釈については荻野三七彦教授、石垣島喜捨、永珣氏の御教示を得た。

(IV-6) 山崎諭氏、小川博氏宛書翰、一九六三年一月一日付。

(IV-7) 謙早史編纂室編、謙早市史、一九五五年、卷11、五六二頁。

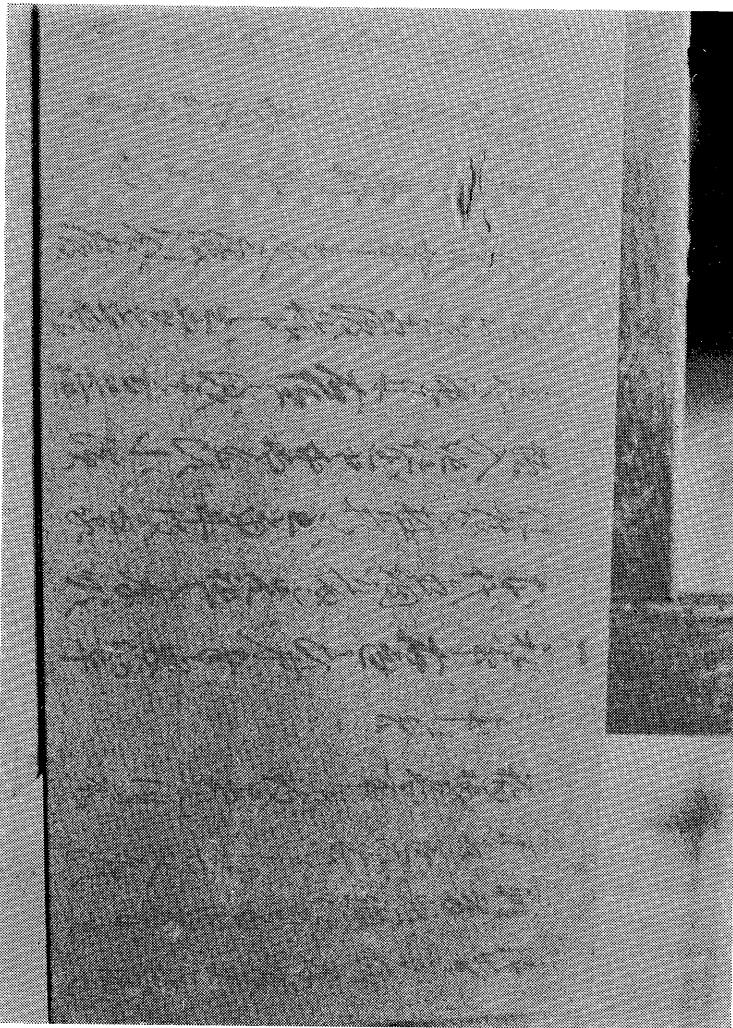
(IV-8) 水産庁經濟課、一九五〇年、漁業制度改革、日本經濟新聞社、1110111頁。

(IV-9) 長崎県北高来町湯江漁業協同組合長西崎鉄雄氏談。

(V-0) 才木生馬（謙早旧漁業組合長）氏筆者宛書翰、一九六八年八月一日付。

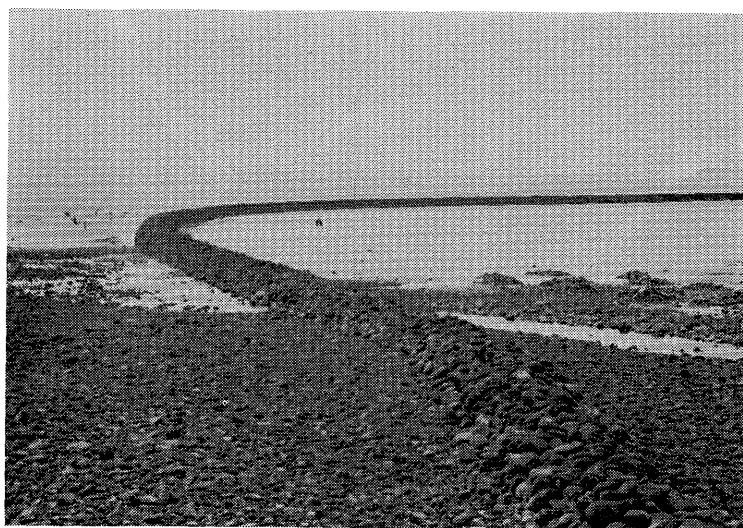
(V-1) Nishimura, A. 1968. Op. cit. p. 10-11.

沖繩、小浜島の嶋本海垣（石干見）に関する板証文（本文99頁参照）





沖縄、小浜島、鳩本石干見（本文100頁参照）



佐賀県湯江の石干見（本文102頁参照）